会 議 結 果 報 告 書

令和２年１月 23 日

会議の名称	令和元年度志木市国民健康保険運営協議会（第２回）
開 催 日 時	令和２年１月 23 日（木）　13 時 15 分～14 時 30 分
開 催 場 所	志木市役所第１庁舎　第１会議室
出 席 委 員	中村　勝義会長、木下 良美委員、鈴木 和好委員、本田　憲司委員、鳥飼 香津子委員、相神 和子委員、細沼 明男委員、田中　栄委員、木村　初子委員 （計　９人）
欠 席 委 員	細田 行政委員、蓼沼 寛委員、鎌田　昌和委員 （計　３人）
説　明　員	（保険年金課）佐野主査、並木主査、桜井主査 （健康政策課）清水課長、志田主幹、伴主査 （計　６人）
議　　題	議　題 (1) 令和元年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）について (2) 令和２年度志木市国民健康保険特別会計予算（案）について (3) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について (4) 令和２年度の保健事業について (5) その他
結　　果	議題(1) ～ (5)　について説明、質疑応答。 （傍聴者　なし）
事　務　局	（健康福祉部） 村上健康福祉部長、豊島健康福祉部次長 保険年金課：寺嶋課長、佐野主査、並木主査、桜井主査、森田主任 健康政策課：清水課長、新宅主幹、志田主幹、伴主査、高山主査 （計　12 人）

審議内容の記録（審議経過、結論等）
1　開　会 2　議　題 (1) 令和元年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）について ＜説明＞ （資料１－１について） 令和２年第１回定例会に上程する、志木市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）について、説明させていただく。 今回の補正は、歳入歳出、それぞれ１，６６５万６，０００円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ７３億４，４７１万３，０００円とするものである。上段「歳入」のうち、５款１項１目は、「国民健康保険財政調整基金の利子」で、基金の預金利子が確定したため、補正を行うものである。 次に、６款１項１目の「一般会計繰入金」は、「保険基盤安定繰入金」と「財政安定化支援」の繰入額の確定に伴う補正をするもので、１，００５万円の増額をするものである。 （資料１－１裏面参考資料について） これは、一般会計から国保特別会計に繰り入れるための、一般会計の補正の内容である。 まず、下の欄の歳出にある基盤安定の保険税軽減分は、１人あたりから算定する「均等割額」と一世帯あたりから算定する「平等割額」について、低所得世帯に対しては、７割、５割、２割を減額させる仕組みがあり、これにより保険税が減額となった分を、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものである。 次の「保険者支援分」は「保険税軽減の対象となった一般被保険者の数」に応じて公費で賄うものである。また、「財政安定化支援」は、各市町村の責めによらない事由により、医療費が高くなることに対して、一般会計から繰り入れるものである。これらの額が確定したため、当初予算との差額合計で、１，００５万円の増額となる。 続いて、上の欄の歳入であるが、「保険基盤安定繰入金」の保険税軽減分は、県が４分の３、市が４分の１を負担する。保険者支援分は、国が２分の１、県と市がそれぞれ４分の１を負担することとなっているので、国と県の負担分を補正するものである。 （資料１－１表面について） 表面の資料１－１にお戻りいただきたい。歳入の６款２項１目の「国民健康保険財政調整基金繰入金」は、今回の補正で不足する財源を、基金を取り崩して対応するものでる。 次に、下段「歳出」をご覧いただきたい。５款１項１目保健事業費は、健康ポイント事業の健康ポイント原資分１８７万１千円を、翌年度の予算で対応することとしたため、今年度、未執行となる原資分を減額するものである。 次の６款１項１目国民健康保険財政調整基金積立金は、確定した基金の利子を積み増す

もので、補正後基金の残高見込み額は、５，６６３万４，７７１円となる。８款１項３目償還金は、平成３０年度に交付された県の医療費に対する交付金の精算の結果、超過交付となった分を返還するものである。

（資料１－２について）

繰越明許費とあるが、これは、令和元年度の歳出予算のうち、今年度中に支出が完了しない場合に、その経費について、補正予算に定めて、翌年度に繰り越して支出するものである。内容としては、保険証の代わりに、マイナンバーカードでも医療機関に受診できるようになり、これに対応するための電算システムの改修が必要になるが、国からの仕様書が当初の想定より遅れたため、年度内に改修が完了する見込みがないことから、翌年度に支出するための補正をするものである。

令和元年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）についての説明は以上である。

＜質疑応答＞

会　長）健康ポイント事業とは、現在行われている、歩数計を活用したポイント獲得事業との認識でよろしいか。

説明員）お見込みのとおりである。平成２７年度から平成２９年度までの３年間は県からの補助金を活用し一般会計にて計上していたが、平成３０年度から補助金による助成が無くなったため、国保の被保険者数にて按分し、国民健康保険特別会計と一般会計に計上している。

(2) 令和２年度志木市国民健康保険特別会計予算（案）について

＜説明＞

（資料２について）

本予算は、歳入歳出それぞれ６５億１，２６９万７，０００円とするもので、対前年度比７億５，２４７万７，０００円、率にして１０．４％の減となっている。

（資料２裏面について）

先に、歳出の主なものからご説明させていただく。右上の四角の中にあるように、被保険者数を対前年度比９４７人、率にして５．９％減の１５，０４９人と見込んでいる。

まず、１款総務費については、国民健康保険の事務を行うにあたり、納税通知書の印刷や郵送費などの必要な経費を計上しているものである。

次に、２款保険給付費については、県から示された県内各市町村の保険給付費の額を基に計上したもので、保険給付費全体では、４３億６，２９３万１，０００円、対前年度比５億４，７３１万６，０００円、率にして１１．１％の減となっている。保険給付費が、歳出全体に占める割合は６７．０％である。

続いて、３款国民健康保険事業費納付金であるが、これは、平成３０年度から国保財政

が都道府県単位化され、保険給付に必要な費用は全額県が市町村に交付することとなり、そのかわり市町村は県が示す事業費納付金を納めることとなったものである。県から示された、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の納付金額をそれぞれ計上し、納付金全体は、１９億１，２５５万１，０００円で、対前年度比１億９，８８３万２，０００円、率にして９．４％の減となっている。

５款保険事業費は、特定健康診査・特定保健指導や人間ドック、保養施設利用補助金などの経費を計上している。詳しい内容については、後ほど議題（４）にてご説明する。

（資料２表面について）

続いて、歳入の主なものについて、ご説明する。資料２の表面「歳入」をご覧いただきたい。

１款国民健康保険税については、次の議題（３）にてご説明する賦課限度額の改定を反映して算定を行っている。国民健康保険税の予算総額は、対前年度比１億３６６万７，０００円、率にして６．６％減の１４億５，７１０万７，０００円と見込んでいる。これにより、被保険者一人あたりの現年度分の税額は、対前年度比３２１円、率にして０．４％減の９１，３６６円となっている。

次に４款県支出金については、保険給付費等交付金として、普通交付金と、保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金を県から示された額にて計上している。先ほど歳出でご説明した２款保険給付費のうち、一般被保険者と退職被保険者の保険給付費の全額と、審査支払い手数料の一部が、この普通交付金として交付されるものである。

次に６款一般会計繰入金であるが、法律などにより繰入が決められている保険基盤安定繰入金や事務費繰入金などの、法定内繰入金として３億３，０１０万９，０００円、法律などに繰入が決められていない、いわゆる赤字補てん分であるその他繰入金として２億５，２００万円を繰り入れることとしている。また、基金繰入金として、不足する財源を志木市国民健康保険財政調整基金から、５，６５３万３，０００円を取り崩して予算編成を行ったところである。

令和２年度志木市国民健康保険特別会計予算の概要については、以上である。

＜質疑応答＞

委　員）歳出の出産育児一時金と葬祭費について、実績に基づいた予算計上だと思われるが、今年度の実績はどれほどであるのか。また、不足することはあるのか。

説明員）今年度の実績として、出産育児一時金は約６０件、葬祭費は約９０件である。年度によって増減はあり得るが、不足すれば補正にて賄う事となる。

委　員）歳入のその他繰入金について、いわゆる赤字補填に該当するその他繰入金が２億５，２００万円との説明があったが、今年度の同項目についてはどのくらいの額であったのか。

説明員）平成３１年度当初予算では１億９，８００万円を計上していたが、平成３０年度の繰越金が生じ、そのまま財源として賄えたため、計上した１億９，８００万円は一般会計へと全額戻している。

委　員）令和２年度分について、予算計上するがまた一般会計へ戻す可能性もあるということか。

説明員）お見込みのとおりである。

委　員）歳出内の被保険者数・世帯数の見込みについて、被保険者数が９４７名の減となっているが、要因としては社会保険への切り替えによるものなのか、それとも人口の減少によるものなのか。

説明員）社会保険の加入に加え、後期高齢者医療保険への加入が大きな要因となっている。

会　長）歳出の一般分療養給付費が約５億減となっている。予算ベースでは令和２年度の一人あたり医療費はどのようになっているのか。

説明員）県から示された一人あたり医療費は若干増であるが、被保険者数が減となっているため、療養給付費は減となる。また、今年度の執行状況は約３億円である。

(3)志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

＜説明＞

（資料３について）

資料３は、条例改正の新旧対照表となっており、右側「旧」が現行の国民健康保険税条例で、左側「新」が改正後の（案）となっている。今回の改正の内容としては、保険税の賦課限度額を改めるもので、第２条第２項に規定されている、医療費などを賄うための基礎課税分の賦課限度額について、現行の５８万円を、来年度は６１万円にするものである。なお、令和２年度の保険税は、参考資料の一番下のようになる。

保険税条例の改正（案）についての説明は以上である。

＜質疑応答＞

会　長）今回の変更点は医療給付分に賦課限度額が３万円引き上げられた事により、全体としても３万円引き上げられたという認識でよろしいか。

説明員）お見込みのとおりである。

委　員）志木市の賦課限度額はもともと法定限度額よりかなり低い時期があり、タイミング良く引き上げる必要があると理解している。賦課限度額を引き上げる事に対し、影響が出てしまう世帯はどのくらいあるのか。

説明員）来年度賦課限度額に達する世帯は約２４０世帯を見込んでいる。

委　員)その世帯は全て現在の上限まで賦課されている世帯か。
説明員)そのとおりである。

(4)令和２年度の保健事業について
＜説明＞
（資料４の１枚目表面について）
まず、資料４、令和元年１１月に特定健康診査の法定報告が出たのでご報告する。特定健診の受診率は平成３０年度４２．１％、平成３０年度からの第３期の実施計画の目標４０％を超えることができた。特定保健指導においての法定報告値は１８．６％であり、目標の２０％には届いていない。
（資料４の１枚目裏面について）
県と国の受診率である。特定健診は緑色のグラフが国になるが、平成２８年度が３６．６％、平成２９年度が３７．２％となる。志木市は青色で県の平均はピンク色なので、平成２９年から国や県を上回った受診率となっている。特定保健指導の実施率については、同様に国の受診率の平成２８年が２４．７％、平成２９年度は２５．６％となる。保健指導はこのところ国や県を下回っているが、平成２９年度平均から平成３０年度平均へは１１．７％から１８．６％へと６．９ポイント上昇した。今年度から受診率を向上する対策として結果説明会時に保健指導を実施している。詳細は後ほど担当からご説明する。
（資料４の２枚目表面について）
上のグラフは特定健診の地区別、下のグラフは男女別、年代別の受診率である。地区別では青が対象者、ピンク色が受診者数、受診率を見ると１位館地区５５．８％、２位幸町で４４．９％、３位が本町地区で４２．６％といずれも志木地区である。また、下のグラフでは年齢が上がるにつれて、受診率も高く、男性より、女性のほうが受診率が高い状況である。
（資料４の２枚目裏面について）
裏面は特定保健指導の状況で、上のグラフは地区別、男女別、下のグラフは年代別の受診率と終了率である。上の地区別では、幸町、館、柏町の順でやはり志木地区のほうが終了率が高い状況である。年代別、男女別の終了率は年代別は年齢が上がるに連れて全体の終了率が高い状況だが、男女別は、対象者が男性が多いため、終了率も男性が多い状況である。
（資料４の３枚目表面について）
質問票から服薬の状況である。受診者の中で、高血圧の服薬の方３１．９％、脂質異常のお薬を内服されている方は２２，７％、糖尿病の服薬をされている方は７．７％、全体の約６２％の方が服薬されており、この方々は保健指導の対象外となる方である。服薬なしの約３８％の方で腹囲、BMI が該当し、リスクのある方を保健指導対象者としている。下の保健指導判定値以上の割合は血圧、LDL,HbA1c が高くなっている。このリスクが２つ

以上重なると医療費が高額になる。

（資料４の３枚目裏面について）

最後の図は、３０年度の受診結果より、平成３０年度特定健診の結果の状況をお示ししたものである。血圧・血糖・脂質の軽リスク以上（受診勧奨・服薬を含む）の割合は受診者全体の８５．７％と大きな割合を占めており、前年度と同程度の結果となっている。肥満・非肥満で分けてリスクの保有状況を分析したところ、肥満で軽リスク・受診勧奨に該当する人は全体の１３．０％であり、大部分が特定保健指導の対象者となっている。その一方で、非肥満で軽リスク・受診勧奨に該当する人が全体の約２９．０％を占めており、このリスク群は特定保健指導の対象者とならない。非肥満のリスク群も含めたリスク保有者に対し、適切に保健事業を実施していく必要があり、このような状況から様々な保健事業を展開している。

（資料５について）

今年度の保健事業においても、第２期データヘルス計画および第３期特定健診等実施計画に基づき、事業を行っている。資料４での説明のとおり、志木市は他の自治体と比べて、ＢＭＩが２５未満の非肥満、いわゆる太っていない方で、血糖値やコレステロールなどが基準値を超えている人の割合が高い傾向にある。このような方々を対象にした、生活習慣病予防の対策として、国保運動教室という事業を、１０年前から実施している。今までは、教室の会場をいろは遊学館などの公共施設で実施していたが、今年度は、志木市内の民間スポーツ施設であるセントラルスポーツに委託をしたところ、昨年の２倍以上となる８４名の応募があった。昨年の９月から、抽選で選ばれた約４０名の方が、現在も教室に参加をしている。

続いて生活習慣病重症化予防対策事業についてご説明する。平成２６年度から埼玉県国保連合会との共同事業で実施をしているが、今年度からは、新たに歯科検診等受診勧奨事業を開始した。糖尿病と歯周病の両方に罹患している人は、それぞれの症状が悪化しやすいといわれている。まずはリスクのある方に歯科検診を受けていただき、歯周病と糖尿病性腎症の重症化を防ぐことを目的としている。今年度は、予防プログラムの基準に該当する糖尿病性腎症の方で、1年間歯科受診の履歴がなかった２１人に対し、歯科検診の受診勧奨通知を発送した。さらに、今年度から集団健診を受けた方に対し、結果説明会を実施している。今まで４回の説明会を実施し、延べ３８２人が来場された。実施率の伸び悩みが課題となっている特定保健指導については、説明会に来て頂いた対象者に、その場で初回面接を行っている。今日現在、特定保健指導の面接実施者数は、昨年度の同じ時期と比べて大きく上回っており、集団結果説明会の効果が出ていると考えている。今年度の目標値である、特定保健指導実施率２１％達成を目指して、これからも受診勧奨に力を入れていく。

（資料６について）

令和２年度の予算案の概要については、資料２にて説明済みであるが、歳出の区分の５

保健事業費について、例年支出している受診勧奨業務であるが、令和２年度は異なった契約で受診勧奨業務を委託することとなるので、ご説明する。

資料６の左をご覧いただきたい。

例年行っている、特定健康診査・がん検診受診勧奨などに係る一連の業務①から⑦の番号を振らせていただき一覧にしたものである。この業務について、令和２年度は、①と②の業務は４月当初からの契約には間に合わないため、別で契約するが、③から⑦についての業務を１社に決定し、契約を考えている。従来の方法だと、それぞれの業務ごと、契約するまでには、健康福祉部内の選定会議に諮り承諾を得てから、それぞれの契約をしていたところであるが、この一連の業務をそれぞれ契約するのではなく、契約を一本化することで、事務の効率化を図ることが可能であり、なおかつ、受診券の発送から、受診に至るまでを把握することも可能であると考え、契約するにあたり指名型のプロポーザルによる業者選定で随意契約を行いたいと考えている。なお、契約期間は、３年間の複数年契約で考えている。

また、この複数年契約を提案する理由として、受診勧奨するにあたっては、単年度で業者の入れ替えがされてしまうと、前年度に受診勧奨した者がどのようなタイミングで受診をしたのか、受診勧奨によって受診されたものなのかなど受診者の特性を分析することが難しいというのが理由である。さらに、複数年契約することは、業者との毎年の調整もスムーズになると考えている。

説明は以上である。

＜質疑応答＞

委　員）通院している方を対象に、特定健診データの提供を依頼していると聞いている。どのような意図があるのか。

説明員）受診している方の中で、特定健診と同等の検査データがある場合は、そのデータを医療機関から報告してもらうことを依頼するもの。あくまで現存しているデータのため、新たに検査をすることはなく、追加費用の発生等もない。現存している検査データに特定健診の該当項目がない場合は、データ提供はされない。

委　員）歯科健診、予防事業が少ない印象があるが、どうか。歯が良くないと、認知症が進むと言われている。虫歯予防は重要であると思われる。

説明員）６５歳以上を対象に歯科衛生士が訪問して行う事業を長寿応援課で実施している。また、健康増進センターで歯科衛生士による相談を実施している。

委　員）生活習慣病重症化予防対策事業の歯の取り組みは、県内全市町村で実施している事業か。

説明員）県と共同で実施しており、県内では１０数カ所の市町村で実施している。朝霞地

区４市では志木市でのみ開始した。以前は、５０歳の成人歯科検診があったが受診者が少なく、現在は妊婦歯科検診を行っている。

委　員)国保運動教室は、セントラルスポーツで実施したこともあり、８４名申し込み、４０名抽選とのことだが残りの４０数名をフォローする仕組みはないのか？やる気がなくなってしまわないようにして欲しい。費用を１部負担してでも良いから受けさせるのはどうか。

説明員)来年度は、国保運動教室を３か月コースに短縮し、回数を２回実施することで６０名として対象者の拡大をする予定である。また今回の修了者は、セントラルスポーツに加入して運動習慣を維持してもらうこともできる。

委　員)運動は１人では出来ない人も多い、無料なのでやりたい人もいるのではないか。（意見）

委　員)いろは元気サロン本町は、トレーニング機材があり、３か月通いトレーニングするプログラムも用意されているが、修了者には「いろは百歳体操」などが紹介されるのみで、終了後は、勝手にやるようにと放っておかれていると聞いている。改善できないか。

説明員)市が推進している事業としては、いろは百歳体操の他に健康事業増進センターで実施している事業、ノルディックウォーキングサークルなどもあるので、そうした事業も紹介していきたい。

委　員)国保保健事業は、長寿応援課と連携が必要な事業が多い、いろは百歳体操も含み、連携を続けてもらいたい。（意見）

委　員)健診の受診率が少しずつ伸びているのでこのまま伸ばしてもらいたい。（意見）

委　員)特定健診の受診率は、館地区、幸町地区が高いが、宗岡地区が低い印象。増加させる方策を考えていく必要があると思うが対策はあるか。

説明員)受診勧奨業務を複数年契約で結ぶ予定なので、その中で宗岡地区での勧奨方法を含めて検討していく。

(5)その他

なし

3　閉会